

山口県入札監視委員会運営要領

(趣旨)

第1 この要領は、山口県入札監視委員会設置要綱（以下「要綱」という。）第13条に基づき、委員会の運営について必要な事項を定めるものとする。

(定例会議への報告等)

第2 要綱第2条第1号の規定による定例会議への報告は、原則として会議開催の前々月以前3カ月間に県が発注した工事の一覧表（入札方式別発注工事総括表（別紙様式1）、入札方式別発注工事一覧表（別紙様式2））、指名停止等の運用状況一覧表（別紙様式3(A)及び談合情報報告書（別紙様式3(B)））を提出して行うものとする。

ただし、予定価格が400万円以下のものについては、報告の対象から除外するものとする。

(定例会議の審議の対象となる事案の抽出)

第3 定例会議において審議の対象となる事案の抽出は、前項に定める発注工事一覧表の中から、下記の方法により委員が無作為に抽出するものとする。

(1) 抽出を行う委員は、委員長を除く委員の50音順の輪番制とする。

(2) 抽出は、委員会開催の2週間前までに行うものとする。

(3) 委員会において担当部局が抽出事案の説明を行うに先立ち、抽出を行った委員は、抽出結果を報告するものとする。

(抽出事案の審議)

第4 定例会議においては、担当部局より、抽出事案説明書（別紙様式4-1～4-4）により、競争入札参加資格をどのように設定したか、指名業者をどのように選定したか等の説明を行い、これらの設定又は選定方法等が適切に行われているかどうかについて、委員による審議を行うものとする。

(再苦情の申立てができる旨の教示)

第5 発注機関の長は、次に掲げる者に係る苦情の処理を行う場合に、再苦情の申立てができる旨を相手方に対して教示しなければならない。

再苦情の申立ては、苦情の処理の回答が行われてから7日以内に、知事に対して、再苦情申立書（別紙様式5）により行わなければならない。

(1) 一般競争入札及び条件付一般競争入札

ア 入札参加申請書を提出した者のうち、非適合通知を受理した者で、当該非適合理由について不服がある者

イ 総合評価方式における非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者

(2) 指名競争入札

ア 当該入札の行われる発注機関において、当該入札と同一の工事種別に登録がある有資格業者のうち、当該通常指名競争入札に参加する者として指名されな

かったことに対して不服がある者

イ 総合評価方式における非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者

(3) 随意契約方式

当該契約と同一の工事種別に対応する建設業法の建設工事の種類について建設業の許可を有する者で、当該契約の相手方として選定されなかった理由に対して不服がある者

(4) 指名停止等措置

指名停止等措置を受けた者のうち、当該措置に対して不服がある者

(5) その他

競争入札において入札に参加した者及び随意契約において見積書を提出した者のうち、当該契約に係る入札・契約手続に不服がある者

(再苦情の申立てができる者)

第6 前項に掲げる苦情の申立てを書面により行った者であって、発注機関の長等による書面での回答に対して不服がある者は、知事に対して再苦情の申立てを行うことができる。

(再苦情の申立てができる期間)

第7 要綱第2条第3号及び第4号の事務に係る再苦情の申立てができる期間は、第5(1)ア、(2)ア及び(3)においては、要綱施行後、一般競争入札若しくは条件付一般競争入札に係る入札参加資格適合・非適合通知、指名競争入札に係る指名通知又は随意契約における見積依頼を行った日の翌日から起算して1年間が経過する日まで、第5(1)イ、(2)イ、(5)においては、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して1年間が経過する日まで、第5(4)においては、指名停止措置の公表を行った日又は通知を受け取った日の翌日から起算して1年間が経過する日までとする。

(再苦情の申立ての却下)

第8 再苦情の申立てがあった場合、知事は、委員会に審議を依頼するものとする。この場合、委員会は、前項に定める申立要件に該当する者でないこと、申立期間が経過していること、所定の事項の記載のある書面による申立てが行われていないこと、その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認めるときは、その申立てを却下することができる。

(再苦情の申立ての却下の方法及び公表)

第9 前項に定める再苦情の申立ての却下は、申立ての書面を受け取った日の翌日から起算して7日以内に行わなければならない。委員会の却下の決定を受けた知事は、直ちに、申立者にその旨を通知しなければならない。

また、申立ての却下の通知を行った場合は、速やかに再苦情申立書と却下の通知書(以下「却下通知書」という。)の公表を行うものとする。

(再苦情処理等会議及び意見書の公表)

第 10 委員会は、再苦情処理に係る審議を終えたときには意見書を作成し、再苦情処理に係る申立てがあった日から概ね 50 日以内に知事に報告を行うこととする。

この再苦情処理等会議においては、申立者及び発注機関の長等からの書面の提出その他委員会が必要と認める方法により、審議を行うものとする。

委員会は、意見書の公表を行うものとする。

(再苦情に対する回答とその公表)

第 11 知事は、再苦情の審議を終えた委員会から報告がなされたときは、その日から 7 日以内を目途に、申立者に対して、その結果を回答するものとする。この場合において、申立てが認められなかったときは、申立てに根拠が認められないと判断された理由を示してその旨を、申立てが認められたときは委員会の意見を尊重し、その旨及びこれに伴い発注機関の長等が講じようとする措置の概要を再苦情申立者に対し明らかにする。

また、知事は、審議の結果の通知（以下「審議結果通知書」という。）を行った場合は、速やかに再苦情申立書とともに審議結果通知書の公表を行うものとする。

(入札手続の執行)

第 12 再苦情の申立ては、原則として、入札手続の執行を妨げるものではない。

なお、申立者から入札手続の執行の停止の申出があったときは、知事は、執行の停止について、委員会の意見を聞くものとする。

(談合情報等に係る審議等)

第 13 県は、談合情報等への対応について委員会に審議を依頼する場合、原則として談合情報報告書(別紙様式 3 (B))を提出の上、対応状況等についての説明を行い、対応が適切に行われているかどうか等について、委員による審議を行うものとする。

県が発注した工事に関し、談合情報が寄せられたときにおいて、「談合情報対応マニュアル」に基づく事情聴取等を行う場合、委員は、当該事情聴取等に立会することができるものとする。

(議事概要の作成及び公表)

第 14 定例会議、再苦情処理等会議に係る議事概要については、速やかに作成し公表を行うものとする。

附 則

この要領は、平成 13 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 14 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 17 年 2 月 16 日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年6月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年1月5日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年8月1日から施行する。

入札方式別発注工事総括表

(担当部局名：)

(期間： 年 月 日～ 年 月 日)

入札方式	件数	金額(千円)	備考
・総件数 (内訳) ① 一般競争入札 ② 条件付一般競争入札 ③ 指名競争入札 ④ 随意契約			
計			

(注1) 予定価格が400万円以下のものは含まない。

(注2) 備考欄には、低入札価格調査案件の番号を記載すると共に、件数を記載すること。例：低入札 No1, 3, 4 (計3件)

指名停止等の運用状況一覧表

(担当部局名：)

(期間： 年 月 日～ 年 月 日)

業 者 名	所 在 地	指 名 停 止 の 期 間	該 当 事 項	指 名 停 止 の 理 由
		年 月 日～ 年 月 日 (カ月)		

(注) 該当事項欄には、「指名停止等措置要領」に定める別表1に掲げる措置要件のうち該当するものを記入する。

談 合 情 報 報 告 書

(担当部局名：)

工 事 名		
工 事 場 所		
予 定 価 格 (又は設計金額)		円 (設計金額 円)
入 札 方 式 (業 者 数)		一般 ・ 条件付一般 ・ 指名競争入札 (業者)
入 札 通 知 日		年 月 日
入 札 日 (予 定)		年 月 日
落札価格 (対予定価格の落札率)		円 (%)
落 札 業 者 名		
談 合 情 報	通 報 日 時	年 月 日 () 時 分頃
	通 報 の 方 法	電話、書簡、面接、その他 ()
	通 報 者	住所 匿名 氏名
	通 報 内 容	
情 報 後 の 事 務 処 理 状 況	対 応 区 分	1 入札前 2 入札後 (契約締結前) 3 契約締結後
	事 情 聴 取 日	年 月 日 () 時 分～ 時 分
	聴 取 内 容	
	判 断 (談 合 認 定 の 有 無)	
	判 断 後 の 事 務 処 理 状 況	
公正取引委員会、県 警への報告及び情報 提供等	1 談合情報聴取書 2 入札通知及び入札参加指名調書 3 入札の延期・中止 (解除) 通知の写し 4 契約の保留 (解除) ・入札決定の無効通知書の写し 5 工事の一次中止 (解除) 通知の写し 6 誓約書の写し 7 事情聴取調書の写し (入札後は、見積書の写しを添付) 8 その他	
その他特記事項		

抽出事案説明書

(担当部局名：)

入札方式	一般競争入札		
工事名			
工事種別			
工事概要			
入札参加資格			
入札参加資格設定の理由及び経緯			
入札参加資格確認申請業者数			
入札参加業者数		無資格業者数	
契約金額			
無資格理由の説明 (無資格とされた業者がある場合のみ記入)			
入札の経緯及び結果			

抽出事案説明書

(担当部局名：)

入札方式	条件付一般競争入札		
工事名			
工事種別			
工事概要			
入札参加資格			
入札参加資格設定の理由及び経緯			
入札参加資格確認申請業者数			
入札参加可能業者数			
入札参加業者数		無資格業者数	
契約金額			
無資格理由の説明 (無資格とされた業者がある場合のみ記入)			
入札の経緯及び結果			

抽出事案説明書

(担当部局名：)

入札方式	指名競争入札
工事名	
工事種別	
工事概要	
工事のランク	
指名業者数	
契約金額	
指名業者を選定した考え方	
入札の経緯及び結果	

抽出事案説明書

(担当部局名：)

入札方式	随意契約
工事名	
工事種別	
工事概要	
随意契約の理由	
契約業者名	
契約金額	
その他	

再 苦 情 申 立 書

山口県知事

様

再苦情申立者

氏 名

住 所

印

申立対象 工事名	
申立事項	
申立の根拠	